



新富 事業部

★自動車特定事業の認定がおりましたので、認定に基づき、板金・塗装・整備等新規事業を開設致しました。

★同敷地内に、汚水処理機等の展示場も新設しております。



作業場(整備・板金・塗装)



汚水処理機等展示場

九運技整第311号

認 証 書

有限会社日向栄進産業
代表取締役 吉田 瑞穂 殿


道路運送車両法第78条第1項の規定に基づき、申請のあった自動車特定整備事業の認定については、同法第80条第1項の基準に適合しているの下記のとおり認定する。

記

1. 事業場の名称
有限会社日向栄進産業 新富事業部
2. 事業場の所在地
宮崎県児湯郡新富町大字新田字森延6985番地1
3. 自動車特定整備事業の種類
普通自動車特定整備事業
小型自動車特定整備事業
4. 対象とする自動車の種類
普通自動車(小型)(分解整備に限る)
普通自動車(乗用)(分解整備に限る)
小型四輪自動車(分解整備に限る)
小型三輪自動車(分解整備に限る)
小型二輪自動車
軽自動車(分解整備に限る)
5. 業務範囲の限定
なし

認定番号 第6-1797号
令和2年8月27日

九州運輸局長 岩月理浩



九州運輸局